

3 松戸市商業振興条例（案）の条文説明

（目的）

第1条 この条例は、商業の発展が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、商業の振興に関する基本的事項を定めることにより、商業の基盤の強化及び健全な発展を促し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

◆第1条では、条例の目的を定めています。

（説明）

商業の振興は、経済活動を活性化させ、地域に活力をもたらすなど、市民生活を向上させる役割を担っており、市内商業の発展を図るためには、事業者及び商店会、商工会議所や商店会連合会等の経済団体、市等、本市の商業に関わるすべての者が、果たすべき役割を認識し、協働により商業振興施策に取り組む必要があります。

この条例は、商業の基盤の強化及び健全な発展を促し、もって地域社会の発展に寄与することを目的としており、この目的を達成するための商業の振興に関する基本的な事項を定めるものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で商業活動を行う者をいう。
- (2) 商店街 市内において、小売業、サービス業等を営む店舗が集積している地域をいう。
- (3) 商店会 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合若しくは中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合又はこれらに準じた法人格を有しない事業者の団体をいう。
- (4) 経済団体 松戸商工会議所、松戸市商店会連合会その他の商業の振興に関する活動を行う団体をいう。
- (5) 大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する建物であつて、同条第1項に規定する店舗面積が1,000平方メートル以上のものをいう。

◆第2条では、用語の定義を定めています。

(説明)

この条例で用いる基本的な用語について定義し、誰が条例を読んでも同様の解釈ができるようにしました。

なお、この条例でいう「事業者」は、市内に店舗、事務所、事業所を有し、商業活動を行うすべての者であり、中小小売店舗のみならず、大規模小売店舗、スーパーマーケット、コンビニエンスストアやファーストフード店等のチェーン店、理美容院、不動産管理会社、学習塾、設計事務所、税理士事務所、及び金融機関等も含まれます。

(基本理念)

第3条 商業の振興は、事業者自らの創意工夫と自助努力により実現されることを基本とし、事業者、商店会、経済団体及び市が協働し、市民の理解と協力のもと推進されなければならない。

◆第3条では、この条例の目的を達成するための基本理念を定めています。

(説明)

商業の振興は、事業者が主導的役割を担い、自らの「創意工夫と自助努力」を基本に、事業者、商店会、経済団体、市が連携し、市民の理解と協力のもと、協働により推進していくことを基本理念としています。

なお、この条文にある「協働」とは、『松戸市協働のまちづくり条例』で定義されております「相互の信頼関係の下に、協力して地域の課題の解決に取り組むこと」であり、事業者、商店会、経済団体、市がお互いに人・もの・知恵を出し合い、商業の活性化に向けてともに取り組む姿勢を目指します。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、事業者、商店会及び経済団体の積極的な事業活動への取組みを促進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 商業活性化のための施策
- (2) 事業者の経営基盤の強化並びに商店会及び経済団体の組織基盤の強化を図るための施策
- (3) 人材の育成に関する施策

2 市は、商業の振興に関する施策を実施するため、国、千葉県その他地方公共団体及び経済団体との連携を図るものとする。

◆第4条では、基本理念に基づき、市が果たすべき責務を定めています。

(説明)

市は、基本理念に基づき、「商業の基盤の強化及び健全な発展を促し、もって地域社会の発展に寄与する」という条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施することにより、事業者、商店会、経済団体に積極的な事業活動への取組みを促進し、商業の活性化に努めるものとします。

- (1) 商業活性化のための施策
- (2) 事業者の経営基盤の強化並びに商店会及び経済団体の組織基盤の強化を図るための施策
- (3) 人材の育成に関する施策

第2項では、商業振興施策の実施にあたっては、国、千葉県その他の地方公共団体、経済団体との連携を図ることとしています。

市は、国、千葉県その他地方公共団体が行う商店会や事業者に対する補助等の支援制度の活用にあたっての助言や、商店会や事業者と国や県等とのパイプ役となることにより、商店会や事業者の活動をサポートすることとしています。

なお、経済団体においては、支援するだけでなく市との連携・協働を求め、商店会や事業者と共に商業の活性化を推進することとします。

(経済団体の責務)

第5条 経済団体は、自らの組織の強化に努め、事業者の事業活動に対する支援を行うとともに、市と協働し、積極的に商業振興のための施策を実施するものとする。

2 経済団体は、商業の振興に関する施策を実施するため、事業者の積極的な参加を求めるものとする。

◆第5条では、基本理念に基づき、経済団体が果たすべき責務を定めています。

(説明)

経済団体においては、商業振興施策の実現において、主導的な役割を担うことが期待されます。そのため、自らの組織基盤の強化や事業者の事業活動に対する支援を行うとともに、市と協働し、積極的に商業振興施策を実施するものとします。

第2項では、基本理念に基づき、「商業の基盤の強化及び健全な発展を促し、もって地域社会の発展に寄与する」という条例の目的を達成するため、市と連携・協働し、社会経済情勢に的確に対応した有効性の高い商業の振興に関する施策を展開するとともに、事業者、商店会に積極的な事業活動への参加を求め、商業の活性化を推進するものとします。

(商店会の責務)

第6条 商店会は、消費者の利便性の向上を図るとともに、地域コミュニティの核としてにぎわいと交流の場を創出し、魅力ある商店街の形成に努めるものとする。

2 商店会は、市及び経済団体が行う商業の振興に関する施策に積極的に協力するとともに、自らの活動の基盤を強化するため、会員の加入促進、商店会相互の連携等により組織の充実に努めるものとする。

◆第6条では、基本理念に基づき、商店会が果たすべき責務を定めています。

(説明)

商店会がにぎわいと交流の場を創出するためのイベント・祭り、環境美化、商店街路灯などの施設整備及び安全・安心なまちづくりへの取組等を実施し、魅力ある商店街の形成及び快適な買い物空間の提供に努めることにより、消費者の利便性の向上を図ることができ、その結果として集客につながることとなります。

こうした活動を通して、商店会は地域コミュニティの核として、自らの創意工夫と自助努力を基として、商業の活性化を推進する役割を担うことを要請しています。

第2項では、商店会が前項に規定する責務を果たすためには、商店会の組織基盤の強化が必要であり、その方策として商店会未加入の事業者への会員の加入促進、地域の商店会の連携による事業の実施、リーダーや後継者の育成等、商店会の組織基盤強化を図ることで、自らの組織の充実に努めるものとします。

なお、会員の加入促進にあたっては、商店会の活動について十分な説明と宣伝活動を行い、未加入の事業者に対して理解と協力を求める必要があります。

また、市や経済団体が行う商業の振興に関する施策に積極的に協力するとともに、補助等の支援制度の活用や活性化講習会への参加等により、自らの商店会の活性化に努めていただきたいと考えております。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、周辺の生活環境との調和及び市民生活の安全の確保に十分配慮するとともに、自らの創意工夫により事業の発展、経営基盤の安定及び強化並びに経営革新に努めるものとする。

2 事業者は、市及び経済団体が行う商業の振興に関する施策に積極的に参加し協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、商店街が地域のにぎわいと交流の場であることを理解し、その中心的な役割を果たす商店会に加入し、相互に協力するよう努めるものとする。

4 事業者は、商店会が商店街の活性化に関する事業を実施するときは、応分の負担により当該事業に協力するよう努めるものとする。

5 大規模小売店舗の設置者及び事業者は、商店街との共存共栄を図ることにより、消費者にとっての魅力及び利便性を向上させ、購買意欲を高めるとともに、地域の活性化に努めるものとする。

◆第7条では、基本理念に基づき、事業者が果たすべき責務を定めています。

(説明)

商業振興の主体は事業者であり、事業を実施するにあたっては、市場原理と自己責任の原則に基づいた自立した取組みが不可欠です。

事業者は、自らが地域社会の一員であることを認識し、周辺の生活環境との調和及び市民生活の安全の確保に十分配慮するとともに、自らの創意工夫により事業の発展、経営基盤の安定及び強化並びに経営革新に努めていただきたいと思います。

第2項では、事業者は、市や経済団体が行う商業振興に関する施策に積極的に参加し協力するよう努めるものとしします。

具体的には、市や商工会議所が実施している活性化講習会や経営者講習会などへ積極的に参加し、経営基盤の安定及び強化並びに経営革新に努めていただきたいと思います。

第3項及び第4項では、商店街において事業を営む事業者に対し、商店会組織への加入と応分の負担による商店会事業への協力を要請しています。

商店会では、様々なイベント・祭り、環境美化、商店街路灯などの施設整備及び安全・安心なまちづくりへの取組等、市や経済団体の支援制度を活用しながら、商店街及び地域の活性化のため、自ら会費を拠出し、魅力ある地域づくりに貢献しています。

また、イベントや祭り、環境美化などの活動を実施するにあたっては、お金だけでなく、人・もの・知恵を出し合い、地域に貢献しています。

商店会に加入していない事業者もこれらの活動により、直接又は間接的に恩恵を受けていることを認識していただきたいと思います。

商店街がまちの賑わいと交流の場となり、消費者にとっての魅力を高めることにより、来街者の増加や集客力の向上につながることから、事業者が互いに協力し合い、商業の活性化に努めるものとしします。

なお、第4項にある「応分の負担」とは、人・もの・お金のことを指します。

第5項では、市内には大規模小売店舗が多く立地していることから、商店会との共存共栄を図ることにより商業の活性化を推進することが重要であると考えます。

特に、商店街においては、買い物場であるだけでなく、まちの賑わいと交流の場となるよう推進することで、消費者にとっての魅力及び利便性を向上させ、購買意欲を高めるとともに、地域の活性化に努めるものとします。

(市民の理解と協力)

第8条 市民は、商業の振興が自らの生活の向上及び地域の活性化に寄与することを理解し、市民生活と商業が調和する地域社会の実現に向け協力するよう努めるものとする。

◆第8条では、この条例の目的を達成するために、市民の理解と協力について定めています。

(説明)

市民は、商業の振興が市民生活の向上と地域の活性化につながることへの理解を深めていただき、商店会や事業者が実施する事業や市、経済団体の商業振興に関する施策に積極的に協力していただきたいと考えています。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

◆第9条では、委任について定めています。

(説明)

この条例に定めるもののほか必要な事項については、規則等により市長が別に定めることを規定しました。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(説明)

この条例の施行日を、平成22年4月1日とするものです。